

徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第二十一号

徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例の一部を改正する条例

徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例（令和二年徳島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 3 基金は、第六条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項の補助金等をいう。）の返還に要する経費の財源に充てる場合に処分することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。